

消費者庁法令等遵守調査室の設置について

平成 21 年 12 月 1 日

消費者庁

1 法令等遵守調査室の設置

法令遵守（コンプライアンス）を推進し、法律違反等に関する通報を適切に処理するため、各省庁内において通報等に応じる窓口を設置することが求められております。

これを踏まえ、消費者庁（職員等を含む。）についての法令違反行為（当該法令違反行為が生じるおそれがある場合を含む。）に関し、法令遵守に万全を期す観点から、関係情報の受付、調査及び必要な検討等を行うため、平成 21 年 12 月 1 日付で総務課に法令等遵守調査室（室長：柏尾哲哉弁護士）を設置しました。

2 受付の対象となる情報

消費者庁（職員等を含む。）についての法令違反行為に関する情報等（当該法令違反行為が生じるおそれがある場合を含む。）

（調査等を進める上で事実確認が必要であること等から実名・連絡先を記載していただいている場合に限りです。）

3 受付方法

情報提供者の氏名（実名）及び住所等の連絡先が記載されている書面の入った郵便、FAX 及び電子メールにより、以下の宛先にて受け付けます。

注）調査等を進める上で事実確認が必要であること等から実名・連絡先を記載していただいております。

・郵便	〒100-6178	東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー 消費者庁法令等遵守調査室 宛
・ファックス	03-3507-9139	
・電子メール	g.comp@caa.go.jp	

注1）本窓口では、公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は受け付けておりません。公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報窓口は、<http://www.caa.go.jp/info/koueki/index.html> からご確認ください。

注2）受け付けた情報については、消費者庁の法令等遵守に万全を期す観点から消費者庁法令等遵守調査室が実施する調査に利用させていただきます。

（本件連絡先）

消費者庁総務課

伊藤、森下

TEL：03-3507-9151